

神戸市告示第164号

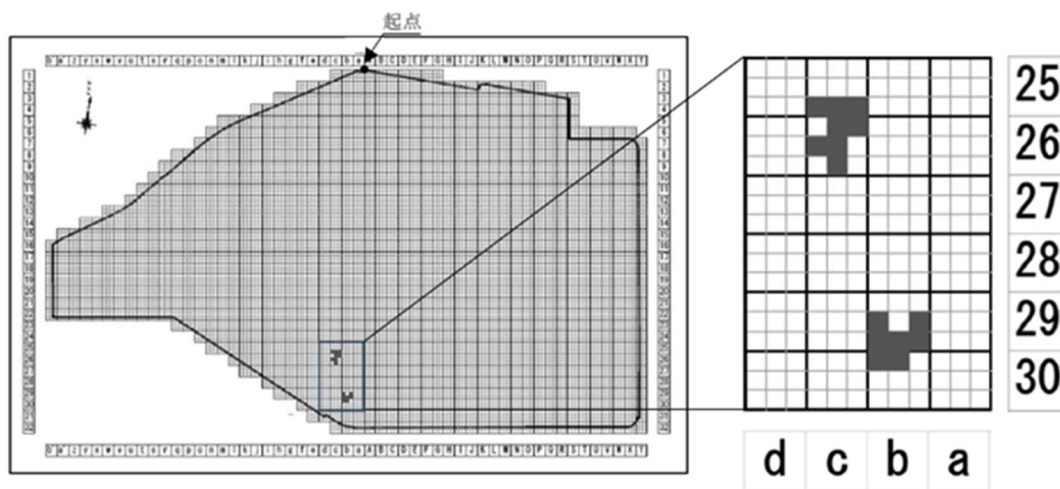
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を、次のとおり解除する。

令和8年6月15日

神戸市長 久元喜造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
灘区灘浜東町9番2、9番14、10番6の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置
該当なし（土壤汚染状況調査の追完）

別図



<凡例>
● : 起点
— : 敷地境界線
■ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

<起点>
起点は、神戸市灘区灘浜東町2番の最北端とする。
<格子の回転角度>
81° 58' 31"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。